

最低賃金審議会の意見に対する異議の申出（労働者）

(敬称略)

	提出年月日	労使の別	名 称	代表者
1	05. 8. 21	労働者	静岡県労働組合共闘会議 静岡県中部地区労働組合会議 静岡県ユニオンネットワーク	代表幹事 鈴木 英夫他
2	05. 8. 22	労働者	静岡県労働組合評議会	議長 菊池 仁
3	05. 8. 22	労働者	静岡自治労連	執行委員長 菊池 仁
4	05. 8. 22	労働者	静岡県自治体一般労働組合	執行委員長 菊池 仁
5	05. 8. 22	労働者	島田市職員労働組合連合会	中央執行委員長 滝波 伸也
6	05. 8. 22	労働者	ユーコープ労働組合	中央執行委員長 積 哲也
7	05. 8. 22	労働者	全国自動車交通労働組合総連合静岡 地方連合会	執行委員長 松下 靖史
8	05. 8. 22	労働者	建交労 静岡県本部	執行委員長 松澤 彰一
9	05. 8. 22	労働者	全静岡教職員組合	執行委員長 須部 友康
10	05. 8. 22	労働者	金融産業労働組合 東海支部 静岡ブロック	代表者 松井 美智子
11	05. 8. 22	労働者	J M I T U通信産業本部静岡支部	執行委員長 榊原 雅樹
12	05. 8. 22	労働者	ローカルユニオン静岡	執行委員長 河合 利夫
13	05. 8. 22	労働者	国鉄労働組合 静岡地方本部	執行委員長 若原 淳一
14	05. 8. 22	労働者	蒲原総合病院職員組合	執行委員長 川名 康弘
15	05. 8. 22	労働者	静岡地区労働組合連合会	議長 松川 功
16	05. 8. 22	労働者	藤枝地区労働組合センター	議長 橋本 純
17	05. 8. 22	労働者	静岡県評 パート臨時労組連絡会	代表幹事 菊池 仁

2023年8月21日

静岡労働局長 笹 正光 殿

静岡市葵区黒金町 55

Tel 054-292-4121

fax 054-292-4122

静岡県労働組合共闘会

代表幹事 鈴木 正

静岡県中部地区労働組合会

議長 鈴木 正

静岡県ユニオンネットワーク

代表 小澤 洋

2023年度静岡県最低賃金の改正決定に対する異議申出書

「静岡地方最低賃金審議会の意見に関する公示」がありましたので、下記のとおり異議の申し出を行います。

記

1. 静岡県の最低賃金を時間額 984 円とすることに異議を申し出、最低賃金 1,500 円以上の大幅な引き上げを行うよう再審議を要求する。
2. 全国一律最低賃金制度の実施を要求する。
3. 静岡地方最賃審議会を専門部会も含め全面的に公開することを要求する。

【理由】

静岡地方最低賃金審議会の意見を、異常な物価高と実質賃金ダウンが直撃する非正規労働者は、到底受け入れることはできない。中央最低賃金審議会は7月28日、2023年度の最低賃金（時給）を全国加重平均で現行の961円から41円、4.3%引上げ、1,002円とする目安額を答申した。今回の引上げは額、率ともで過去最高となった。しかし、私たちは示された目安額が低賃金労働者の処遇改善に資するものではなく、むしろ格差と貧困を容認、固定化するものであることを指摘し、強く抗議する。

岸田首相は2023年度の最低賃金について早々に全国加重平均を1,000円に引上げると発言、いわゆる「2023年骨太の方針」でも最賃「1,000円」と掲げたことで、マスコミ社は今年の審議会の議論の攻防ラインが1,000円であるかのように報じた。「1,000円」



「過去最高」の言葉とは裏腹に、目安額はコロナ禍と物価高騰で最低賃金を大幅に引き上げた諸外国との格差を露呈させた。

地域間格差を容認するランク制は今年から3ランクに変更されたが、格差を設ける基本構造は温存されている。生計費を重視した目安額とはいうものの、地域別最賃で1,000円を超えるのは8都府県のみである。地域間で生計費に2割もの格差があるという事実は存在しない。よりよい賃金を求めて労働者が県外に出て行く現実を放置すれば、地方格差と「労働力不足」倒産はますます激しさを増すだろう。あらためて、全国一律制度の実施をつよく要求する。

目安額に追随した静岡地方最低賃金審議会の意見は、暮らしの底上げには全く寄与せず、むしろ、社会保障制度を脅かし、この国の格差と貧困の構造、女性差別を固定化するものとなる。こうした最低賃金の動きが、全労働者の賃金改善の足かせとなっていると指摘せざるを得ない。そして、無気力な静岡地方最低賃金審議会の態度こそ批判されなくてはならない。

わたしたちは、格差と貧困が支配する社会を変えるため、最低賃金1,500円以上をつよく要求する。

以上

2023年8月21日

静岡労働局長 笹 正光 様
静岡地方最低賃金審議会会長 畑 隆 様

静岡県労働組合
議長 菊池

2023年度静岡県最低賃金の改正決定に対する異議申立書

静岡地方最低賃金審議会は8月7日、2023年度の最低賃金を中央最低審議会の目安額どおり40円引き上げ、現行の時間額944円から時間額984円とする旨、静岡労働局長に答申しました。これに対し、静岡県の労働者を代表する労働組合として異議を申し立てます。

今回の答申は、昨年から続く資源高や物価高、円安などで地域経済が疲弊し、最低賃金の大幅な引き上げによる経済の底上げが求められているにもかかわらず、私たちが求めてきた「時間額1500円以上」にはほど遠く「すくなくとも次回改定時1000円以上」にすら到達していない状況であり遺憾であるといわざるを得ません。

全労連が全国で実施した最低生計費試算調査では、静岡県も含め、ほぼ同じ額(時給1,500円から1,600円以上)の生計費となっており、憲法第25条や最低賃金法が保障する「国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を実現するためには、最低でも「時間額1500円以上」が必要であると考えます。

また、今回の改定額は、中央最低賃金審議会の目安額とおりの40円での答申であり、隣接する神奈川・愛知両県ともに41円であるため、地域間格差の拡大となります。私たちは、静岡県の人口減少が首都圏などへの流出の原因が賃金の格差にあることを訴えてきました。この答申額では今まで以上に状況が悪化します。目安を上回る答申を出す県も出ており、静岡県も人口減少問題に歯止めをかけるため、地域間格差の解消を目指し、目安を上回る答申をすべきだと訴えます。

人手不足や物価上昇で中小企業の経営が厳しい状況も続いており、最低賃金引き上げと中小企業への支援は切り離せないものです。中小企業支援策について、静岡地方最低賃金審議会としての提言・提案をまとめ、厚生労働大臣に提出するなど、実現に向けた取り組みを求めます。

再度、要請書をはじめとした意見を踏まえたくうえで答申額を見直すことが必要であることを訴えます。

以上のような理由により、今回の答申について、静岡地方最低賃金審議会の意見に関する公示にもとづいて異議を申し立てます。



2023年8月15日

静岡労働局長 笹 正光 様
静岡地方最低賃金審議会会長 畑 隆 様

静岡自治労連
執行委員長 菊池

2023年度静岡県最低賃金の改正決定に対する異議申立書

静岡地方最低賃金審議会は8月7日、2023年度の最低賃金を中央最低審議会の目安額どおり40円引き上げ、現行の時間額944円から時間額984円とする旨、静岡労働局長に答申しました。これに対し、地域の労働者を代表する労働組合として異議を申し立てます。

今回の答申は、昨年から続く資源高や物価高、円安などで地域経済が疲弊し、最低賃金の大幅な引き上げによる経済の底上げが求められているにもかかわらず、私たちが求めてきた「時間額1500円以上」にはほど遠く「すくなくとも次回改定時1000円以上」にすら到達していない状況であり遺憾であるといわざるを得ません。

全労連が全国で実施した最低生計費試算調査では、静岡県も含め、ほぼ同じ額(時給1,500円から1,600円以上)の生計費となっており、憲法第25条や最低賃金法が保障する「国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を実現するためには、最低でも「時間額1500円以上」が必要であると考えます。

また、今回の改定額は、中央最低賃金審議会の目安額とおりの40円での答申であり、隣接する神奈川・愛知両県ともに41円であるため、地域間格差の拡大となります。私たちは、静岡県の人口減少が首都圏などへの流出の原因が賃金の格差にあることを訴えてきました。この答申額では今まで以上に状況が悪化します。目安を上回る答申を出す県も出ており、静岡県も人口減少問題に歯止めをかけるため、地域間格差の解消を目指し、目安を上回る答申をすべきだと訴えます。

人手不足や物価上昇で中小企業の経営が厳しい状況も続いており、最低賃金引き上げと中小企業への支援は切り離せないものです。中小企業支援策について、静岡地方最低賃金審議会としての提言・提案をまとめ、厚生労働大臣に提出するなど、実現に向けた取り組みを求めます。

再度、要請書をはじめとした意見を踏まえたうえで答申額を見直すことが必要であることを訴えます。

以上のような理由により、今回の答申について、静岡地方最低賃金審議会の意見に関する公示にもとづいて異議を申し立てます。



2023年8月15日

静岡労働局長 笹 正光 様
静岡地方最低賃金審議会会長 畑 隆 様

静岡県自治体一般労働
執行委員長 菊

2023年度静岡県最低賃金の改正決定に対する異議申立書

静岡地方最低賃金審議会は8月7日、2023年度の最低賃金を中央最低審議会の目安額どおり40円引き上げ、現行の時間額944円から時間額984円とする旨、静岡労働局長に答申しました。これに対し、地域の労働者を代表する労働組合として異議を申し立てます。

今回の答申は、昨年から続く資源高や物価高、円安などで地域経済が疲弊し、最低賃金の大幅な引き上げによる経済の底上げが求められているにもかかわらず、私たちが求めてきた「時間額1500円以上」にはほど遠く「すくなくとも次回改定時1000円以上」にすら到達していない状況であり遺憾であるといわざるを得ません。

全労連が全国で実施した最低生計費試算調査では、静岡県も含め、ほぼ同じ額(時給1,500円から1,600円以上)の生計費となっており、憲法第25条や最低賃金法が保障する「国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を実現するためには、最低でも「時間額1500円以上」が必要であると考えます。

また、今回の改定額は、中央最低賃金審議会の目安額とおりの40円での答申であり、隣接する神奈川・愛知両県ともに41円であるため、地域間格差の拡大となります。私たちは、静岡県の人口減少が首都圏などへの流出の原因が賃金の格差にあることを訴えてきました。この答申額では今まで以上に状況が悪化します。目安を上回る答申を出す県も出ており、静岡県も人口減少問題に歯止めをかけるため、地域間格差の解消を目指し、目安を上回る答申をすべきだと訴えます。

人手不足や物価上昇で中小企業の経営が厳しい状況も続いており、最低賃金引き上げと中小企業への支援は切り離せないものです。中小企業支援策について、静岡地方最低賃金審議会としての提言・提案をまとめ、厚生労働大臣に提出するなど、実現に向けた取り組みを求めます。

再度、要請書をはじめとした意見を踏まえたうえで答申額を見直すことが必要であることを訴えます。

以上のような理由により、今回の答申について、静岡地方最低賃金審議会の意見に関する公示にもとづいて異議を申し立てます。



2023年8月9日

静岡労働局長 笹 正光 様
静岡地方最低賃金審議会会長 畑 隆 様

島田市職員労働組合連
中央執行委員長 滝波

2023年度静岡県最低賃金の改正決定に対する異議申立書

静岡地方最低賃金審議会は8月7日、2023年度の最低賃金を中央最低審議会の目安額どおり40円引き上げ、現行の時間額944円から時間額984円とする旨、静岡労働局長に答申しました。これに対し、地域の労働者を代表する労働組合として異議を申し立てます。

今回の答申は、昨年から続く資源高や物価高、円安などで地域経済が疲弊し、最低賃金の大幅な引き上げによる経済の底上げが求められているにもかかわらず、私たちが求めてきた「時間額1500円以上」にはほど遠く「すくなくとも次回改定時1000円以上」にすら到達していない状況であり遺憾であるといわざるを得ません。

全労連が全国で実施した最低生計費試算調査では、静岡県も含め、ほぼ同じ額(時給1,500円から1,600円以上)の生計費となっており、憲法第25条や最低賃金法が保障する「国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を実現するためには、最低でも「時間額1500円以上」が必要であると考えます。

また、今回の改定額は、中央最低賃金審議会の目安額とおりの40円での答申であり、隣接する神奈川・愛知両県ともに41円であるため、地域間格差の拡大となります。私たちは、静岡県の人口減少が首都圏などへの流出の原因が賃金の格差にあることを訴えてきました。この答申額では今まで以上に状況が悪化します。目安を上回る答申を出す県も出ており、静岡県も人口減少問題に歯止めをかけるため、地域間格差の解消を目指し、目安を上回る答申をすべきだと訴えます。

人手不足や物価上昇で中小企業の経営が厳しい状況も続いており、最低賃金引き上げと中小企業への支援は切り離せないものです。中小企業支援策について、静岡労働局への答申ではなく静岡地方最低賃金審議会としての提言・提案をまとめ、厚生労働大臣に提出するなど、実現に向けた取り組みを求めます。

再度、要請書をはじめとした意見を踏まえうえて答申額を見直すことが必要であることを訴えます。

以上のような理由により、今回の答申について、静岡地方最低賃金審議会の意見に関する公示にもとづいて異議を申し立てます。



2023年8月18日

静岡労働局長 笹 正光 様
静岡地方最低賃金審議会会長 畑 隆 様

ユーコープ労働組合
中央執行委員長 積 哲也

2023年度静岡県最低賃金の 改正決定に対する異議申し出書

「静岡地方最低賃金審議会の意見に関する公示」がありましたので、下記のとおり異議の申し出を行います。

記

1. 静岡県の最低賃金を時間額 984 円とすることに不服を申し立て、最低賃金額の大幅な引き上げを行うよう再審議を求めます。
2. 県内労働者と家族の生計費を確保する最低賃金額の水準、全国一律最低賃金制度、そのための中小企業支援策などについて議論を尽くし、審議会を全面的に公開することを求めます。

【理由】

今回の改定額は過去最高の額であり、そのこと自体は評価できると言えますが、現在の日本の時給は現実社会とかけ離れています。世界の水準から見ても大きく遅れをとっており、世界から安い国とみられています。世界情勢も鑑みると、現在の急激な物価上昇はそのまま定着する可能性が極めて高く、これ以上少額の上昇を繰り返しても国民生活のか根本的な改善には直結しません。私たちユーコープ労働組合は上部団体と一緒に全国各地で「最低生計費試算調査」を行いました。これはマーケットバスケット方式で行う生活実感に即した調査です。それによると、全国どこで暮らしても生活にかかる費用全体は変わらないという内容で、どの地域でも現在の最低賃金額ではまったく足りなく、おおよそ 1500 円程度は必要だという調査結果が提示されています。そのことから、私たちは全国一律最低賃金制度導入と時給 1500 円以上への改定が必要だと考えます。

私たちの働く職場である「生活協同組合ユーコープ」は、2013年3月、静岡県、神奈川県、山梨県の3県の生協が合同して誕生しました。正規職員の人事賃金制度は3県統一ですが、パート職員についても制度は3県統一したものの、基本時給だけ県ごとに差があります。現在、パート職員の基本時給は、神奈川県 1,071 円、静岡県は 976 円、山梨県は 956 円と最大で 115 円の県別格差があります。私たちはこれまで、「3県のパート職員の基本時給を 1500 円に統一せよ」との要求を掲げ、団体交渉に取り組んできました。団体交渉では、パート労組員から「どの県で働いてもお店のレジ作業に違いはない。トラックへの積込作業も同じ。同じ仕事なら同じ時給でないと納得がいかない」「取り扱う商品は3県どこでも同じ値段、提供するサービスも



同じなのに、時給が違うのはおかしい」という発言がたくさん出されます。使用者側はこれまで、基本時給に県別格差を設ける根拠として3県の最低賃金額の違いを挙げてきましたが、時給の格差が広がることは望ましくないとして、最大125円であった県別格差を115円に縮小し、理事会は「県別格差の解消は重点課題であり、少なくともこれ以上格差は広げない」と表明しました。同じ仕事をしていながら、県が違うために時給が違うという職場は、私たちの生協の職場以外にもたくさんあるはずです。私たちは、制度そのものを全国一律最低賃金制に改めるべきだと考えています。同時に、法改正を待たずに県別格差の是正をすすめることが必要だと考えます。

静岡県は隣接する神奈川県、愛知県に対し最低賃金が下回っています。特に神奈川県との差は現状127円と大きく、今回の答申通りになりますと、この差は2023年10月1日よりさらに1円広がります。このことは最低賃金が高い地域へと若者を中心に人口が流出することにつながり、県内の労働者が減少して人材不足が深刻な問題となることが考えられます。静岡県の未来のためにも最低賃金の地域間格差の是正を強く求めます。

以上のことを理由として、静岡県の最低賃金の上昇に更なるご尽力を要請します。

以上

2023年8月19日

静岡労働局長 笹 正光 様
静岡地方最低賃金審議会会長 畑 隆 様

全国自動車交通労働

静岡地方連合会
総連静岡地連)
長 松下 靖史

2023年度静岡県最低賃金の改正決定に対する異議申立書

静岡地方最低賃金審議会は8月7日、2023年度の最低賃金を中央最低審議会の目安額どおり40円引き上げ、現行の時間額944円を984円とする旨を静岡労働局長に答申しました。これに対し、地域のタクシー労働者を代表する労働組合として、異議を申し立てます。

今回の答申は、昨年から続く資源高や物価高、円安などで地域経済が疲弊し、最低賃金の大幅な引き上げによる経済の底上げが求められているにもかかわらず、私たちが求めてきた「時間額1500円以上」には程遠く「すくなくとも次回改定時1000円以上」にすら到達していない状況であり、誠に遺憾であるといわざるを得ません。

全労連が静岡県を含めた全国で実施した最低生計費試算調査では、生計費を時間額に換算すると1,500円から1,600円以上となっており、憲法第25条や最低賃金法が保障する「国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を実現するためには、最低でも「時間額1500円以上」が必要であると考えます。

また今回の改定額は、中央最低賃金審議会の目安額とおりの40円での答申であり、隣接する神奈川・愛知両県がともに41円であるため、地域間格差の一層の拡大となります。私たちは静岡県民が首都圏等へ流出する原因として、賃金格差であることを訴えてきました。この答申額では今まで以上に状況が悪化します。目安を上回る答申を出す県も出ており、静岡県でも人口減少問題に歯止めをかけるため、地域間格差の解消を目指して、目安を上回る答申をすべきだと訴えます。

人手不足や物価上昇で中小企業の経営が厳しい状況も続いており、最低賃金引き上げと中小企業への支援は切り離せないものです。中小企業支援策について、静岡地方最低賃金審議会としての提言・提案をまとめて厚生労働大臣に提出するなど、実現に向けた取り組みを求めます。

再度、要請書をはじめとした意見を踏まえたうえで、答申額を見直すことが必要であることを訴えます。

以上のような理由により、今回の答申について、静岡地方最低賃金審議会の意見に関する公示にもとづいて異議を申し立てます。

以上



2023年8月17日

静岡労働局長 笹 正光 様
静岡地方最低賃金審議会会長 畑 隆 様

建交労 静岡県本部
執行委員長 松澤 彰

2023年度静岡県最低賃金の改正決定に対する異議申立書

静岡地方最低賃金審議会は8月7日、2023年度の最低賃金を中央最低審議会の目安額どおり40円引き上げ、現行の時間額944円から時間額984円とする旨、静岡労働局長に答申しました。これに対し、地域の労働者を代表する労働組合として異議を申し立てます。

今回の答申は、昨年から続く資源高や物価高、円安などで地域経済が疲弊し、最低賃金の大幅な引き上げによる経済の底上げが求められているにもかかわらず、私たちが求めてきた「時間額1500円以上」にはほど遠く「すくなくとも次回改定時1000円以上」にすら到達していない状況であり遺憾であるといわざるを得ません。

全労連が全国で実施した最低生計費試算調査では、静岡県も含め、ほぼ同じ額(時給1,500円から1,600円以上)の生計費となっており、憲法第25条や最低賃金法が保障する「国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を実現するためには、最低でも「時間額1500円以上」が必要であると考えます。

また、今回の改定額は、中央最低賃金審議会の目安額とおりの40円での答申であり、隣接する神奈川・愛知両県ともに41円であるため、地域間格差の拡大となります。私たちは、静岡県の人口減少が首都圏などへの流出の原因が賃金の格差にあることを訴えてきました。この答申額では今まで以上に状況が悪化します。目安を上回る答申を出す県も出ており、静岡県も人口減少問題に歯止めをかけるため、地域間格差の解消を目指し、目安を上回る答申をすべきだと訴えます。

人手不足や物価上昇で中小企業の経営が厳しい状況も続いており、最低賃金引き上げと中小企業への支援は切り離せないものです。中小企業支援策について、静岡地方最低賃金審議会としての提言・提案をまとめ、厚生労働大臣に提出するなど、実現に向けた取り組みを求めます。

再度、要請書をはじめとした意見を踏まえうえで答申額を見直すことが必要であることを訴えます。

以上のような理由により、今回の答申について、静岡地方最低賃金審議会の意見に関する公示にもとづいて異議を申し立てます。



2023年8月21日

静岡労働局長 様

静岡地方最低賃金審議会会長 様

全静岡教職員組合
執行委員長 須部

2023年度最低賃金の改正決定に対する異議申出書

標記のように、今回の最低賃金の改正決定に関して異議を申し出ます。再度のご審議をお願いします。理由は以下のとおりです。

第1に、憲法25条と生計費の観点から、納得し安心のできる最低賃金とすべきだと考えます。

今回の答申額は目安通りの40円です。引き上げには賛成です。しかしそのまま引き上げられたとしても984円です。全労連や静岡県評の調査では、静岡県だけでなく全国どこでも1500円以上でないで安心した生活ができないという結果が出ています。低すぎます。

半数以上の県が中央の目安額を上回ったことにも注目しています。ガソリン価格190円台などの物価高騰に賃金上昇が追い付かないことに考慮したと思われまます。

また地域間格差をこれ以上広げられないという危機感なども押し上げにつながっていると思います。人口流出が深刻な問題となっている静岡県でも、その危機感は共有すべきではないでしょうか。納得も安心もできない額です。

第2に、全国どこでも同じ時間、同じ仕事をしていることに対して、同じ賃金、同じ待遇であるべきと考えます。子どもたちの前に立って、教育をする(働く)際には、全国でも学校でも、同じです。全国どこでも同じとなっていくために、最低賃金が一つの目安となるべきだと思います。一律を望みますがせめて目安平均額を超える額とすべきだと思います。

第3に、学校で働く多くの会計年度任用職員の賃金は、最賃を念頭においた額に設定していると思われまます。会計年度任用職員は、その仕事内容や勤務時間に関係なく学校になくしてはならない存在となっています。組合としては、正規化すべきと要求しています。昇給など見込めない現状の中では、せめて賃金アップの感触がわかる額に引き上げてほしいと願います。そのためには、最賃の上昇が必要です。

第4に、子どもたちを通して家庭の状況を見る時、経済的に困窮またはぎりぎりの生活をしている家庭が増えていると感じています。ひとり親家庭の貧困率が5割を超えていると言われます。低い時給のため、ダブルワークが当たり前になっている保護者もおられます。保護者・家庭の経済的な状況は、子どもたちの今の成長だけでなく、将来の進路にも大きくかかわります。この面でも、最賃の大幅アップは切実に求められています。

今回の最低賃金改正の提案は、以上から見て到底納得のいくものではありません。

時給984円で、どのようにしたらまっとうな生活ができるのでしょうか。なぜ全国で、あるいは同じ職場で大きな差がつけられるような資料分析や判断が出てくるのでしょうか。

どうか、再度審議をし直し、必要な聴き取りや調査をやり直していただきたく、ここにお願いします。

以上



2023年8月21日

静岡労働局長 笹 正光 様
静岡地方最低賃金審議会会長 畑 隆 様

金融産業労働組合 東海支部 静岡ブロック
代表 松井 美智子

異議申立書

静岡地方最低賃金審議会は8月7日、2023年度の最低賃金を中央最低賃金審議会の目安額どおり40円引上げ、現行の時間給944円から984円とする旨、静岡労働局長に答申しました。これに対し、金融職場の労働組合として異議を申し立てます。

金融の職場では、窓口・内部事務など現場での不特定多数の顧客対応を担っているのは、4割近くを占める非正規労働者です。同一労働同一賃金が言われる中で、諸制度は改善されても時給で働く非正規労働者の賃金は正規職員と大きな格差があります。

毎年の最低賃金の引上げが賃金引き上げの大きな力になることから大幅な引き上げを要請してきています。特に今年は物価高騰が生活を直撃しています。

中央最賃からは平均41円の引き上げで加重平均1002円的最賃が妥当という結論が出されています。しかし、静岡県の目安額40円では984円で1000円にも届きません。近隣の東京都、神奈川県、愛知県は41円の引上げであり、地域間格差は更に拡大してしまいます。全国では目安額を1円から8円上回る答申が出され、地域間格差を縮めている県も出ています。

同じ金融機関で同じ仕事をしていても、最低賃金が全国一律ではないため、東京都や神奈川県に勤務する非正規労働者には勤務地加算を上乗せし、法に抵触しないように調整しているのが現状です。労働者としては納得できません。非正規労働者の労働実態に見合った賃金に引き上げ、正社員との賃金格差の是正を進めることが急務です。

現在の急激な物価高騰をカバーできる引上げ額が必要です。目安額の40円を大幅に上乗せした答申とすることを強く求めます。

以上のような理由により、今回の答申について、静岡地方最低賃金審議会の意見に関する公示にもとづいて異議を申し立てます。



2023年8月21日

静岡労働局長 笹 正光 様
静岡地方最低賃金審議会会長 畑 隆 様

JMITU通信産業本部静岡
執行委員長 榊原

2023年度静岡県最低賃金の改正決定に対する異議申立書

静岡地方最低賃金審議会は8月7日、2023年度の最低賃金を中央最低審議会の目安額どおり40円引き上げ、現行の時間額944円から時間額984円とする旨、静岡労働局長に答申しました。これに対し、静岡県下のNTTグループ企業で働く労働組合として次のとおり意見を申し立てます。

意見の趣旨

1、静岡地方最低賃金審議会が今回答申した最低賃金額は、JMITU通信産業本部静岡支部が、7月20日付けで提出した「2023年度静岡地方最低賃金審議に向けた意見書」の意見が反映されておらず到底納得のいく内容になっていない。審議を再開し、必要な聞き取りや調査をやり直し改めて納得のいく答申を求めます。

■意見理由

1、今年中央最低賃金審議会の目安額どおりの改定では、地域間格差の是正になりません。このことは深刻な社会問題になっている若年労働者の人口流出に歯止めをかけることが出来ないと考えます。昨年から続く資源高や物価高、円安などで地域経済が疲弊し地域経済は厳しい状況にあります。特に最低賃金近傍で働く労働者が4割を超えており、非正規労働者や女性労働者にとっては死活問題です。地域経済活性化のためにも労働者が普通に暮らせる賃金にすることが必要不可欠といえるのではないのでしょうか。

私たちが実施した「最低生計費試算調査」では、健康で文化的な生活ができるための生計費は、静岡市の25歳独身男性では、時間額1,644円（月150時間換算）となっています。

また、人手不足や物価上昇で中小企業の経営が厳しい状況も続いており、最低賃金引き上げと中小企業への支援は切り離せないものです。中小企業支援策について、静岡地方最低賃金審議会としての提言・提案をまとめ、厚生労働大臣に提出するなど、実現に向けた取り組みを求めます。

以上のような理由により、今回の答申について、静岡地方最低賃金審議会の答申に関する公示にもとづいて異議を申し立てます。



2023年8月10日

静岡労働局長 笹 正光 様
静岡地方最低賃金審議会会長 畑 隆 様

ローカルユニオン静岡
執行委員長 河合利

2023年度静岡県最低賃金の改正決定に対する異議申立書

静岡地方最低賃金審議会は8月7日、2023年度の最低賃金を中央最低審議会
の目安額どおり40円引き上げ、現行の時間額944円から時間額984円とする旨、
静岡労働局長に答申しました。これに対し、地域の労働者を代表する労働組合
として異議を申し立てます。

今回の答申は、昨年から続く資源高や物価高、円安などで地域経済が疲弊し、
最低賃金の大幅な引き上げによる経済の底上げが求められているにもかかわらず、
私たちが求めてきた「時間額1500円以上」にはほど遠く、遺憾であるとい
わざるを得ません。

全労連が全国で実施した最低生計費試算調査（25歳単身者、賃貸ワンルーム
マンションに居住という条件で試算）では、2015年12月に実施した静岡県の調
査結果は、食費・住居費・水道光熱費・家具家事用品費・被服履物費・保険医
療費・交通通信費・非消費支出の合計金額が男性190,489円、女性181,599円
となっています。仮に1日8時間、31日ある月において5日の休日として26日
間働いたとして（とてもゆっくり休める休日日数ではありませんが）、ひと月の
賃金額は、204,672円です。ここから上記の金額を差し引けば、男性14,183円、
女性23,073円しか残りません。ここから教養娯楽費・貯金に当てることになり
ますが、ひと月にどれだけの教養娯楽費が使える、どれだけの貯金ができるで
しょうか。憲法第25条や最低賃金法で述べられている「健康で文化的な最低限度
の生活を営む権利」が保障されているとはとても言えません。

また、今回の改定額は、中央最低賃金審議会の目安額とおりの40円での答申
であり、Aランクの都府県は41円であるため、更なる地域間格差の拡大となり
ます。目安を上回る答申を出す県も出ており、静岡県も目安を上回る答申をす
べきだと訴えます。

そして、最低賃金引き上げと中小企業への支援は切り離せないものです。中
小企業支援策について、静岡地方最低賃金審議会としての提言・提案をまとめ、
経済産業大臣・中小企業庁長官・静岡県知事に提出するなど、実現に向けた取
り組みを求めます。

以上、今回の答申について、答申額を見直すべく、静岡地方最低賃金審議会
の意見に関する公示にもとづいて異議を申し立てます。



2023年8月22日

静岡労働局長 笹 正光 様
静岡地方最低賃金審議会会長 畑 隆 様

国鉄労働組合 静岡地
執行委員長 若原 淳

2023年度静岡県最低賃金の改正決定に対する異議申立書

静岡地方最低賃金審議会は8月7日、2023年度の最低賃金を中央最低審議会の目安額どおり40円引き上げ、現行の時間額944円から時間額984円とする旨、静岡労働局長に答申しました。これに対し、地域の労働者を代表する労働組合として異議を申し立てます。

今回の答申は、昨年から続く資源高や物価高、円安などで地域経済が疲弊し、最低賃金の大幅な引き上げによる経済の底上げが求められているにもかかわらず、私たちが求めてきた「時間額1500円以上」にはほど遠く「すくなくとも次回改定時1000円以上」にすら到達していない状況であり遺憾であるといわざるを得ません。

全労連が全国で実施した最低生計費試算調査では、静岡県も含め、ほぼ同じ額(時給1,500円から1,600円以上)の生計費となっており、憲法第25条や最低賃金法が保障する「国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を実現するためには、最低でも「時間額1500円以上」が必要であると考えます。

また、今回の改定額は、中央最低賃金審議会の目安額とおりの40円での答申であり、隣接する神奈川・愛知両県ともに41円であるため、地域間格差の拡大となります。私たちは、静岡県の人口減少が首都圏などへの流出の原因が賃金の格差にあることを訴えてきました。この答申額では今まで以上に状況が悪化します。目安を上回る答申を出す県も出ており、静岡県も人口減少問題に歯止めをかけるため、地域間格差の解消を目指し、目安を上回る答申をすべきだと訴えます。

人手不足や物価上昇で中小企業の経営が厳しい状況も続いており、最低賃金引き上げと中小企業への支援は切り離せないものです。中小企業支援策について、静岡地方最低賃金審議会としての提言・提案をまとめ、厚生労働大臣に提出するなど、実現に向けた取り組みを求めます。

再度、要請書をはじめとした意見を踏まえたうえで答申額を見直すことが必要であることを訴えます。

以上のような理由により、今回の答申について、静岡地方最低賃金審議会の意見に関する公示にもとづいて異議を申し立てます。



2023年8月17日

静岡労働局長 笹 正光 様
静岡地方最低賃金審議会会長 畑 隆 様

蒲原総合病院職員組
執行委員長 川名 康 様

2023年度静岡県最低賃金の改正決定に対する異議申立書

静岡地方最低賃金審議会は8月7日、2023年度の最低賃金を中央最低審議会の目安額どおり40円引き上げ、現行の時間額944円から時間額984円とする旨、静岡労働局長に答申しました。これに対し、地域の労働者を代表する労働組合として異議を申し立てます。

今回の答申は、昨年から続く資源高や物価高、円安などで地域経済が疲弊し、最低賃金の大幅な引き上げによる経済の底上げが求められているにもかかわらず、私たちが求めてきた「時間額1500円以上」にはほど遠く「すくなくとも次回改定時1000円以上」にすら到達していない状況であり遺憾であるといわざるを得ません。

全労連が全国で実施した最低生計費試算調査では、静岡県も含め、ほぼ同じ額(時給1,500円から1,600円以上)の生計費となっており、憲法第25条や最低賃金法が保障する「国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を実現するためには、最低でも「時間額1500円以上」が必要であると考えます。

また、今回の改定額は、中央最低賃金審議会の目安額とおりの40円での答申であり、隣接する神奈川・愛知両県ともに41円であるため、地域間格差の拡大となります。私たちは、静岡県の人口減少が首都圏などへの流出の原因が賃金の格差にあることを訴えてきました。この答申額では今まで以上に状況が悪化します。目安を上回る答申を出す県も出ており、静岡県も人口減少問題に歯止めをかけるため、地域間格差の解消を目指し、目安を上回る答申をすべきだと訴えます。

人手不足や物価上昇で中小企業の経営が厳しい状況も続いており、最低賃金引き上げと中小企業への支援は切り離せないものです。中小企業支援策について、静岡労働局への答申ではなく静岡地方最低賃金審議会としての提言・提案をまとめ、厚生労働大臣に提出するなど、実現に向けた取り組みを求めます。

再度、要請書をはじめとした意見を踏まえたうえで答申額を見直すことが必要であることを訴えます。

以上のような理由により、今回の答申について、静岡地方最低賃金審議会の意見に関する公示にもとづいて異議を申し立てます。



2023年8月21日

静岡労働局長
笹正光様
静岡地方最低賃金審議会会長
畑隆様

静岡地区労働組合連合会
議長 松川 巧

2023年度静岡県最低賃金審議会の改正決定の異議について

静岡地方最低賃金審議会は8月7日、2023年度の最低賃金を中央最低賃金審議会の目安額どおり40円引上げ、現行の時間額944円から時間額984円とする旨、静岡労働局長に答申しました。これに対し地域の労働者を代表する労働組合として、次のとおり異議を申し立てます。

今回の引き上げ答申額は私たちが2015年に行なった生計費試算調査の時間額1,644円、更に昨年からの食料や生活必需品、光熱水費の物価高(9%~11%増)にも届かず、労働者の生活悪化を止めることもできないものです。

40円引き上げでは神奈川県・東京都・愛知県との地域間格差がまた広がり、人口減少、地域経済の疲弊が一層進みます。他県では、目安額を8円も上回る引き上げをすところもあります。地域間格差をなくすよう中央最賃審議会目安額を上回る引き上げ額とすべきです。

中小零細業者の経営は人手不足、物価高騰で厳しい状況です。最低賃金引き上げと同時に中小零細業者への支援策はどうしても必要です。国や県に対して、最賃引き上げに伴う支援を行なうよう静岡県地方最低賃金審議会として提言や提案をまとめ、関係機関へ提出をして下さい。経営的な余裕のない中小零細業者の経営者を支援することは地域経済の好循環につながります。

以上のような理由により、今回の答申について、静岡地方最低賃金審議会の意見に関する公示にもとづいて異議を申し立てるとともに再審議・再考をお願いします。



2023年8月21日

静岡労働局長 笹 正光 様
静岡地方最低賃金審議会会長 畑 隆 様

藤枝地区労働組合（仮）
議長 橋本 純

2023年度静岡県最低賃金の改正決定に対する異議申立書

静岡地方最低賃金審議会は8月7日、2023年度の最低賃金を中央最低審議会の目安額どおり40円引き上げ、現行の時間額944円から時間額984円とする旨、静岡労働局長に答申しました。これに対し、地域の労働者を代表する労働組合として異議を申し立てます。

今回の答申は、昨年から続く資源高や物価高、円安などで地域経済が疲弊し、最低賃金の大幅な引き上げによる経済の底上げが求められているにもかかわらず、私たちが求めてきた「時間額1500円以上」にはほど遠く「すくなくとも次回改定時1000円以上」にすら到達していない状況であり遺憾であるといわざるを得ません。

全労連が全国で実施した最低生計費試算調査では、静岡県も含め、ほぼ同じ額（時給1,500円から1,600円以上）の生計費となっており、憲法第25条や最低賃金法が保障する「国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を実現するためには、最低でも「時間額1500円以上」が必要であると考えます。

また、今回の改定額は、中央最低賃金審議会の目安額とおりの40円での答申であり、隣接する神奈川・愛知両県ともに41円であるため、地域間格差の拡大となります。私たちは、静岡県の人口減少が首都圏などへの流出の原因が賃金の格差にあることを訴えてきました。この答申額では今まで以上に状況が悪化します。目安を上回る答申を出す県も出ており、静岡県も人口減少問題に歯止めをかけるため、地域間格差の解消を目指し、目安を上回る答申をすべきだと訴えます。

人手不足や物価上昇で中小企業の経営が厳しい状況も続いており、最低賃金引き上げと中小企業への支援は切り離せないものです。中小企業支援策について、静岡労働局への答申ではなく静岡地方最低賃金審議会としての提言・提案をまとめ、厚生労働大臣に提出するなど、実現に向けた取り組みを求めます。

再度、要請書をはじめとした意見を踏まえたくうえで答申額を見直すことが必要であることを訴えます。

以上のような理由により、今回の答申について、静岡地方最低賃金審議会の意見に関する公示にもとづいて異議を申し立てます。



2023年8月18日

静岡労働局長 笹 正光 様
静岡地方最低賃金審議会会長 畑 隆 様

静岡県評 パート臨時労組連
代表幹事 菊池

2023年度静岡県最低賃金の改正決定に対する異議申立書

静岡地方最低賃金審議会は8月7日、2023年の最低賃金を中央最低審議会の目安額どおり40円引き上げ、現行の時間額944円から時間額984円とする旨、静岡労働局長に答申しました。これに対し、異議を申し立てます。

1. 静岡県の最低賃金を時間額984円とすることに不服とし、せめて近隣県との格差を縮小するよう再審議を求めます。

今回の答申は過去最高額ではありますが、昨年から続く資源高や物価高騰はとまらず、40円の答申では実質賃金の低下に歯止めをかけられないと言わざるを得ません。これまで私たちは、憲法第25条や最低賃金法が保障する「国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を実現するために、また地域経済の活性化のためにも、最低賃金の大幅な引き上げが求められていると訴えてきました。にもかかわらず、私たちが求めてきた8時間働いたら普通に暮らせる賃金として最低賃金「時間額1500円以上」にはほど遠く「すくなくとも次回改定時1000円以上」にすら到達していない状況であり遺憾であるといわざるを得ません。

また、今回の改定額は、中央最低賃金審議会の目安額とおりの40円での答申であり、隣接する神奈川・愛知両県ともに41円であるため、さらに格差が1円広がります。私たちは、静岡県の人口減少が首都圏などへの流出の原因の一つとして賃金の地域間格差にあることを訴えてきました。この答申額では今まで以上の生活状況悪化が懸念されます。目安を上回る答申を出す県も20県以上出ており、滋賀県は8円上回っています。地域間格差の解消を目指すため、目安を上回る答申をすべきだと訴えます。

以上のような理由により、今回の答申について、静岡地方最低賃金審議会の意見に関する公示にもとづいて異議を申し立てます。

